

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）

計 1 8 枚（本紙を除く）

Vol.241

平成23年10月7日

厚 生 労 働 省 老 健 局

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内 線 3971）
FAX：03-3595-3670

老発 1 0 0 7 第 6 号
平成 2 3 年 1 0 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省老健局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令に
ついて（老人福祉法及び介護保険法関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 3 年厚生労働
省令第 1 2 7 号）」については、本日公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されるところ
であるが、その趣旨及び主な内容のうち、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）及
び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に係るものについては下記のとおりであるので、
十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、
その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされた。

また、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
 - ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
 - ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）
- とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

一 老人福祉法関係

- (1) 養護老人ホーム設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第2条及び第3条関係）。

① 「従うべき基準」

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 「標準」

- ・ 養護老人ホームの入所定員

③ 「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

- (2) 「参酌すべき基準」とされている特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第2条及び第3条関係）。

二 介護保険法関係

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第5条関係）。

①「従うべき基準」

○ 基準該当居宅サービス

- ・ 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定居宅サービス

- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第6条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
- ・ 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
- ・ 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

(3) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第7条関係）。なお、療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準については、厚生労働省令で定めるところによるものとする。

①「従うべき基準」

- ・ 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
- ・ 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ 療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準並びに①に掲げる基準以外の基準

(4) 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第8条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第9条関係）。

①「従うべき基準」

○ 基準該当介護予防サービス

- ・ 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定介護予防サービス

- ・ 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(6) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第10条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業（①に掲げるものを除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(7) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（附則第9条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護療養施設サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積
- ・ 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

- (8) 「参酌すべき基準」とされている指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第6条及び第8条関係）。

三 経過措置（附則第2条、附則第3条及び附則第4条関係）

特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員に関する基準の改正に伴い、以下の経過措置を設けることとする。

- ① この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間においては、改正後の特別養護老人ホーム等の居室定員に関する基準について、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。
- ② 条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）等について、改正後の居室定員に関する基準を適用する場合においては、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

第3 留意事項

- (1) 各施設基準等における「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

- ・ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

- ・ 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

- (3) 条例により基準を定めるに当たっては、附則第2条第2項、附則第3条第2項及び附則第4条第2項に規定する経過措置の趣旨を踏まえ、既存の施設に対する取扱いにつき十分留意されたい。
- (4) なお、今後とも随時基準の改正が行われる可能性があり、条例により基準を定めるに当たっては十分留意されたい。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における基準の整理について

(老人福祉法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第5条 第42条において準用する第5条 第59条において準用する第5条 第63条において準用する第5条 第6条 第42条において準用する第6条 第59条において準用する第6条 第63条において準用する第6条 第12条 第16条第7項 第37条第8項 第40条第2項及び第3項 第63条において準用する第40条第2項及び第3項 第56条(第13項を除く) 第57条第7項 第62条第8項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第5条 第6条 第12条
②居室面積基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ハ 第35条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 第55条第3項第1号・第4項第1号ハ 第61条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 附則第3条第1項(第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。)
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ロ 附則第2項(第11条第4項第1号ロに係る部分に限る。)
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第15条第4項及び第5項 第16条第8項 第22条 第42条において準用する第22条 第28条 第42条において準用する第28条 第59条において準用する第28条 第63条において準用する第28条 第31条 第42条において準用する第31条 第59条において準用する第31条 第63条において準用する第31条 第36条第6項及び第7項 第63条において準用する第36条第6項及び第7項 第37条第9項 第57条第8項 第62条第9項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第16条第4項及び第5項 第26条 第29条
④利用定員「標準」			
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第10条

※特別養護老人ホームの居室定員は現行の4人以下から1人に改正。
(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ・第55条第4項第1号イ)

(介護保険法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第13条第7項 第21条 第49条において準用する第21条 第43条第8項 第47条第2項及び第3項
	介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第2条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く。) 第23条 第50条において準用する第23条 第48条第2項及び第3項
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第22条 第50条において準用する第22条 第48条第2項及び第3項 附則第4条 附則第5条 附則第6条 附則第18条 附則第19条
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第6条 ★第40条 ★第41条 第45条 第46条 第50条第4号 ★第55条 ★第56条 ★第58条において準用する第50条第4号 第60条 第61条 第76条 第85条 第93条 第94条 第105条の4 第105条の5 ★第106条 ★第107条 第111条 第121条 第122条 第130条第6項 第140条の8第7項 第140条の11の2第2項及び第3項 ★第140条の27 ★第140条の28

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	★第140条の32において準用する第130条第6項 第142条 第155条の10の2第2項及び第3項 第175条 第176条 第182条の4 第182条の5 第194条 第195条 ★第205条の2 ★第208条において準用する第195条 第208条 第209条
	介護保険法 54条、115条の4	指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第6条 ★第41条 ★第42条 第47条 第48条 第57条第4号 ★第58条 ★第59条 ★第61条において準用する第57条第4号 第63条 第64条 第79条 第80条 第97条 第98条 ★第112条 ★第113条 第117条 第129条 第130条 第145条第6項 第157条第2項及び第3項 第161条第7項 ★第180条 ★第181条 ★第185条において準用する第145条第6項 第187条 第208条第2項及び第3項 第231条 第232条 第255条 第256条 第266条 第267条 ★第279条 ★第280条において準用する第267条 第282条 第283条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条 第7条 第42条第1項、第3項、第4項及び第5項 第43条 第45条 第47条 第63条 第64条 第65条 第90条 第91条 第92条 第110条 第111条 第131条(第14項を除く。) 第139条第7項 第146条 第163条第8項 第167条第2項及び第3項 附則第2条 附則第3条 附則第5条 附則第6条
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第1項、第3項、第4項、第5項 第6条 第8条 第10条 第44条 第45条 第46条 第70条 第71条 第72条 附則第2条 附則第3条 附則第5条 附則第6条
②居室面積基準「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号ロ 第40条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 附則第4条第1項(第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。)
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第2項第2号 第4条第2項第2号 第5条第2項第2号 第39条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 第40条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 第41条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
	介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第105条の7第1項(専用の居室に限る。)及び第2項 第112条第1項 第124条第3項第1号・第6項第1号ロ 第140条の4第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) ★第140条の30第1項第1号、第2項第1号ロ 第143条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 第2号・第3号・第4号イ(病室に係る部分に限る。) 第155条の4第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 第2号・第3号・第4号(病室に係る部分に限る。) 附則第3条(第124条第6項第1号ロに係る部分に限る。) 附則第8条 附則第12条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第118条第1項 第132条第3項第1号・第6項第1号ロ 第153条第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) ★第183条第1項第1号・第2項第1号ロ 第188条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 第205条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。) 附則第2条(第132条第6項第1号ロに係る部分に限る。) ★附則第4条(第183条第2項第1号ロに係る部分に限る。) 附則第8条 附則第12条
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第67条第1項(宿泊室に限る。) 第93条第2項(居室に限る。) 第132条第1項第1号ロ 第160条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 附則第12条第1項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第48条第1項(宿泊室に限る。) 第73条第2項(居室に限る。)
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第4条第1項 第49条において準用する第4条第1項 第4条の2 第49条において準用する第4条の2 第11条第4項及び第5項 第13条第8項 第19条 第49条において準用する第19条 第30条 第49条において準用する第30条 第35条 第49条において準用する第35条 第42条第6項及び第7項 第43条第9項
	介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第5条第1項 第50条において準用する第5条第1項 第5条の2 第50条において準用する第5条の2 第13条第4項、第5項 第15条 第50条において準用する第15条 第18条第7項 第32条 第50条において準用する第32条 第36条 第50条において準用する第36条 第43条第6項、第7項 第44条第8項
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第6条第1項 第50条において準用する第6条第1項 第6条の2 第50条において準用する第6条の2 第14条第4項、第5項 第16条 第50条において準用する第16条 第18条第7項 第30条 第50条において準用する第30条 第34条 第50条において準用する第34条 第43条第6項、第7項 第44条第8項

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	第8条第1項
		★第43条において準用する第8条第1項
		第54条において準用する第8条第1項
		★第58条において準用する第8条第1項
		第74条において準用する第8条第1項
		第83条において準用する第8条第1項
		第91条において準用する第8条第1項
		第105条において準用する第8条第1項
		★第109条において準用する第8条第1項
		第119条において準用する第8条第1項
		第205条において準用する第8条第1項
		★第208条において準用する第8条第1項
		第216条において準用する第8条第1項
		第9条
		★第43条において準用する第9条
		第54条において準用する第9条
		★第58条において準用する第9条
		第74条において準用する第9条
		第83条において準用する第9条
		第91条において準用する第9条
		第105条において準用する第9条
		第105条の19において準用する第9条
		★第109条において準用する第9条
		第119条において準用する第9条
		第140条において準用する第9条
		第140条の13において準用する第140条において準用する第9条
		★第140条の32において準用する第9条
		第155条において準用する第9条
		第155条の12において準用する第155条において準用する第9条
		第205条において準用する第9条
		★第208条において準用する第9条
		第216条において準用する第9条
		第25条
		第33条
		★第43条において準用する第33条
		第54条において準用する第33条
		★第58条において準用する第33条
		第74条において準用する第33条
		第83条において準用する第33条
		第91条において準用する第33条
		第105条において準用する第33条
		第105条の19において準用する第33条
		★第109条において準用する第33条
		第119条において準用する第33条
		第140条において準用する第33条
		第140条の13において準用する第140条において準用する第33条
		★第140条の32において準用する第33条
		第155条において準用する第33条
		第155条の12において準用する第155条において準用する第33条
		第192条において準用する第33条
		第192条の12において準用する第33条
		第205条において準用する第33条
		★第208条において準用する第33条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
			第216条において準用する第33条
			第37条
			★第43条において準用する第37条
			第54条において準用する第37条
			★第58条において準用する第37条
			第74条において準用する第37条
			第83条において準用する第37条
			第91条において準用する第37条
			第105条において準用する第37条
			第105条の19において準用する第37条
			★第109条において準用する第37条
			第119条において準用する第37条
			第140条において準用する第37条
			第140条の13において準用する第140条において準用する第37条
			★第140条の32において準用する第37条
			第155条において準用する第37条
			第155条の12において準用する第155条において準用する第37条
			第192条において準用する第37条
			第192条の12において準用する第37条
			第205条において準用する第37条
			★第206条において準用する第37条
			第216条において準用する第37条
			★第42条の2
			第69条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
			第71条
			第105条の8第1項
			第125条第1項
			第140条の13において準用する第125条第1項
			★第140条の32において準用する第125条第1項
			第155条において準用する第125条第1項
			第155条の12において準用する第155条において準用する第125条第1項
			第128条第4項及び第5項
			★第140条の32において準用する第128条第4項及び第5項
			第130条第7項
			★第140条の32において準用する第130条第7項
			第140条の7第6項及び第7項
			第140条の8第8項
			第146条第4項及び第5項
			第148条
			第155条の12において準用する第148条
			第150条第6項
			第155条の6第6項及び第7項
			第155条の7第7項
			第178条第1項～第3項
			第179条第1項及び第2項
			第192条の12において準用する第179条第1項及び第2項
			第183条第4項及び第5項
			第192条の12において準用する第183条第4項及び第5項
			第192条の7第1項～第3項
	介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 115条の4		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第8条第1項
			★第45条において準用する第8条第1項
			第55条において準用する第8条第1項
			★第61条において準用する第8条第1項
			第74条において準用する第8条第1項
			第84条において準用する第8条第1項
			第93条において準用する第8条第1項
			第107条において準用する第8条第1項
			★第115条において準用する第8条第1項
			第123条において準用する第8条第1項
			第276条において準用する第8条第1項
			★第280条において準用する第8条第1項
			第289条において準用する第8条第1項
			第9条
			★第45条において準用する第9条
			第55条において準用する第9条
			★第61条において準用する第9条
			第74条において準用する第9条
			第84条において準用する第9条
			第93条において準用する第9条
			第107条において準用する第9条
			★第115条において準用する第9条
			第123条において準用する第9条
			第142条において準用する第9条
			第159条において準用する第142条において準用する第9条
			★第185条において準用する第9条
			第195条において準用する第9条
			第210条において準用する第195条において準用する第9条
			第276条において準用する第9条
			★第280条において準用する第9条
			第289条において準用する第9条
			第22条
			第31条
			★第45条において準用する第31条
			第55条において準用する第31条
			★第61条において準用する第31条
			第74条において準用する第31条
			第84条において準用する第31条
			第93条において準用する第31条
			第107条において準用する第31条
			★第115条において準用する第31条
			第123条において準用する第31条
			第142条において準用する第31条
			第159条において準用する第142条において準用する第31条
			★第185条において準用する第31条
			第195条において準用する第31条
			第210条において準用する第195条において準用する第31条
			第245条において準用する第31条
			第262条において準用する第31条
			第276条において準用する第31条
			★第280条において準用する第31条
			第289条において準用する第31条
			第35条

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	★第45条において準用する第35条
		第55条において準用する第35条
		★第61条において準用する第35条
		第74条において準用する第35条
		第84条において準用する第35条
		第93条において準用する第35条
		第107条において準用する第35条
		★第115条において準用する第35条
		第123条において準用する第35条
		第142条において準用する第35条
		第159条において準用する第142条において準用する第35条
		★第185条において準用する第35条
		第195条において準用する第35条
		第210条において準用する第195条において準用する第35条
		第245条において準用する第35条
		第262条において準用する第35条
		第276条において準用する第35条
		★第280条において準用する第35条
		第289条において準用する第35条
		★第44条
		第70条
		第77条第1項～第3項
		第133条第1項
		第159条において準用する第133条第1項
		★第185条において準用する第133条第1項
		第195条において準用する第133条第1項
		第210条において準用する第195条において準用する第133条第1項
		第136条
		第159条において準用する第136条
		★第185条において準用する第136条
		第145条第7項
		★第185条において準用する第145条第7項
		第161条第8項
		第191条
		第210条において準用する第191条
		第198条
		第200条第6項
		第212条第7項
		第234条第1項～第3項
		第235条第1項及び第2項
		第262条において準用する第235条第1項及び第2項
		第239条
		第262条において準用する第239条
		第258条第1項～第3項

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第9条第1項
			第61条において準用する第9条第1項
			第88条において準用する第9条第1項
			第108条で準用する第9条第1項
			第157条において準用する第9条第1項
			第169条において準用する第9条第1項
			第10条
			第61条において準用する第10条
			第88条において準用する第10条
			第108条において準用する第10条
			第157条において準用する第10条
			第169条において準用する第10条
			第26条
			第34条
			第61条において準用する第34条
			第88条において準用する第34条
			第108条において準用する第34条
			第129条において準用する第34条
			第38条
			第61条において準用する第38条
			第88条において準用する第38条
			第108条において準用する第38条
			第129条において準用する第38条
			第73条第5号及び第6号
			第78条第2項
			第97条第5項及び第6項
			第99条第2項
			第113条第1項～第3項
			第114条第1項及び第2項
			第118条第4項及び第5項
			第137条第4項及び第5項
			第139条第8項
			第145条
			第169条において準用する第145条
			第153条
			第169条において準用する第153条
			第155条
			第169条において準用する第155条
			第162条第6項及び第7項
			第163条第9項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第1項
			第64条において準用する第11条第1項
			第85条において準用する第11条第1項
			第12条
			第64条において準用する第12条
			第85条において準用する第12条
			第33条
			第64条において準用する第33条
			第85条において準用する第33条
			第37条
			第64条において準用する第37条
			第85条において準用する第37条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条 第67条第2項 第77条 第88条第2項
④利用定員「従うべき基準」			
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第2項 第46条第1項 第66条
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第2項 第9条第1項 第47条
⑤利用定員「標準」			
	介護保険法74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第105条の6 第123条 第140条の5において準用する第123条 ★第140条の29
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第131条 第154条において準用する第131条 ★第182条
	介護保険法78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第93条第1項及び第2項 附則第7条
	介護保険法115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第73条第1項及び第2項(入居定員に係る部分に限る。) 附則第7条
※指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員は現行の4人から1人に改正。 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第132条第1項第1号イ)			